

第497回茨城海区漁業調整委員会 次第

日時：令和2年12月18日（金）

午後2時から

場所：水戸市三の丸1-1-33

すいさん会館 5階大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員15名、出席委員 名、欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員、 委員

5 議 題

第1号議案 はえなわ漁業について（委員会指示）

第2号議案 全長30cm未満のひらめの採捕禁止について（委員会指示）

第3号議案 保護区域設定によるはまぐりの採捕禁止について（委員会指示）

第4号議案 河口周辺海域でのさけ及びますの採捕禁止について（委員会指示）

第5号議案 まあじ及びまいわし太平洋系群に関する知事管理漁獲可能量の設定
について（諮問）

6 報告事項

（1）全漁調連東日本ブロック会議の結果について

（2）太平洋広域漁業調整委員会の結果について

7 そ の 他

8 閉 会

指 示 (案)

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

茨城県海面におけるひらめ、かれい類、すずき、あいなめ等の採捕を目的とするはえなわ漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 大川雅登

(操業の承認)

- 1 茨城県海面において、はえなわ漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、試験研究又は実習を目的とする者は、この限りでない。

(承認対象漁船)

- 2 承認の対象となる漁船は、総トン数5トン未満（無動力漁船及び総トン数3トン未満の動力漁船を除く。）であつて次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1)前年、茨城県海面において当該漁業の操業の実績を有する者
 - (2)委員会が特に認めた者

(制限又は条件)

- 3 この漁業の制限又は条件は次のとおりとする。

(1)操業禁止期間

高萩市大字高戸鼻突端正東線以北及び鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地（北緯35度57分14.79秒、東経140度39分45.89秒）から真方位60度の線以南の海面においては、12月15日から翌年3月15日までは操業してはならない。

(2)操業禁止区域

- ① 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の海面及び東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線以南の海面における、等深線20メートル以浅の海面においては操業してはならない。
- ② 高萩市大字高戸鼻突端正東線から東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線の間の海面における、等深線10メートル以浅の海面においては操業してはならない。

ただし、各地先共同漁業権漁場内について、漁業権免許を有する漁協から同意が得られた場合は、この限りではない。(茨城県内に住所を有する者の場合)

(③ 高萩市大字高戸鼻突端正東線以南の海面においては操業してはならない。(茨城県より北に住所を有する者の場合)

鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地(北緯35度57分14.79秒、東経140度39分45.89秒)から真方位60度の線以北の海面においては操業してはならない。(茨城県より南に住所を有する者の場合)

(3)承認証備え付け等

承認を受けた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

(漁獲実績報告書の提出)

4 この漁業の承認を受けた者は、操業終了後速やかに漁獲実績報告書をその者が所属する漁業協同組合に提出し、当該組合は一括とりまとめ委員会へ翌年の2月末日までに提出しなければならない。

この場合、県外に所在する漁業協同組合にあっては、その所在地を管轄する都道府県において一括とりまとめ提出するものとする。

(承認の取り消し)

5 この指示に違反した場合には、承認を取り消すことがある。

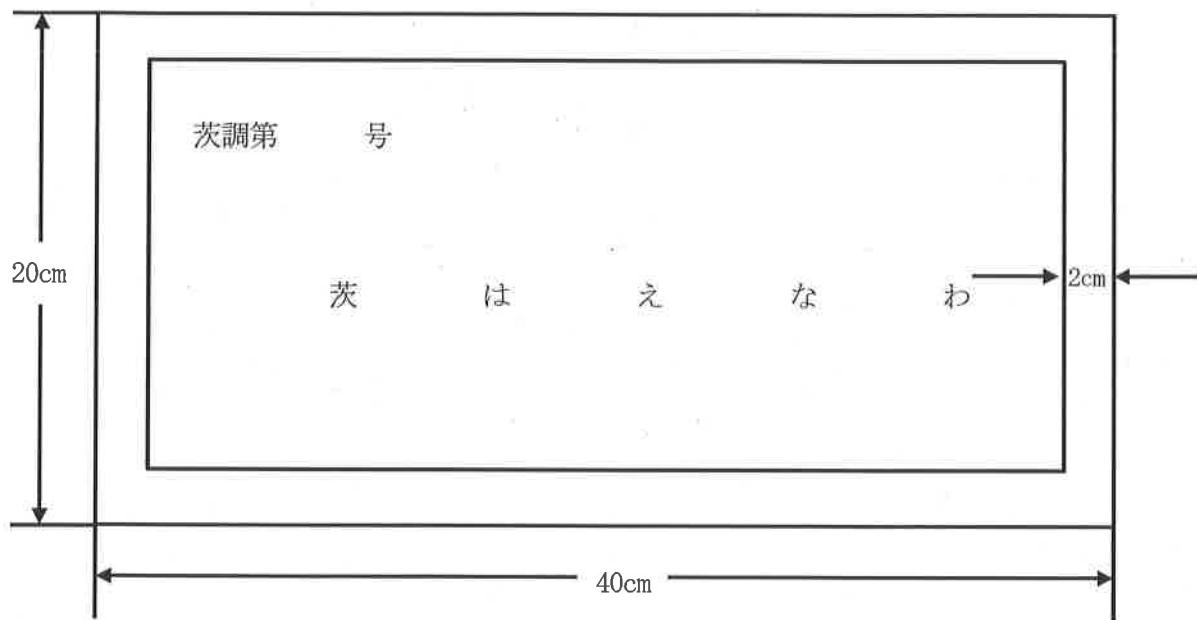
(指示の有効期間)

6 この指示の有効期間は、令和3年3月16日から令和4年3月15日までとする。

(取扱の細目)

7 この指示の定めるもののほか取扱の細目については、はえなわ漁業に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

標識



文字、枠とも黒色

はえなわ漁業委員会指示取扱要領

令和 年 月 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 号によるはえなわ漁業の委員会指示に関する取扱要領は、次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 はえなわ漁業に係る操業の承認を受けようとする者は、使用する漁船ごとに承認申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えてその者が所属する漁業協同組合に提出し、当該組合長は申請書を一括取りまとめのうえ、操業承認申請総括表（別記様式第2号）と副申書、（その他、各地先共同漁業権漁場内について、漁業権免許を有する漁協から同意が得られた場合は、その同意書）を添えて委員会に提出しなければならない。この場合、県外に住所を有する漁業協同組合にあっては、その所属地を管轄する都道府県知事を経由するものとする。

(1)申請理由書

(2)漁船原簿謄本（県外に住所を有する者に限る。）

(3)前年の水揚げ実績を証する書面（委員会指示4に規定する漁獲実績報告書を提出した者を除く。）

(承認申請書の提出期限)

- 2 承認申請書の提出期限は、原則として令和3年2月末日までとする。

(承認証の交付)

- 3 委員会が承認したときは、承認証（別記様式第3号）を申請者に交付する。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書（別記様式第4号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書（別記様式第5号）を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

(漁獲実績報告書)

- 6 委員会指示第4に規定する報告書の様式は、別記様式第6号とする。

はえなわ漁業操業承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

印

はえなわ漁業の承認を受けたいので関係書類を添えて申請いたします。

記

1 使用漁船

- (1) 船 名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総 ト ン 数
- (4) 推進機関の種類及び馬力数

はえなわ漁業操業承認申請総括表

漁業協同組合

整理番号	申請者		船名 漁船登録番号 総トン数 推進機関の種類及び馬力数	添付書類 (○印をつけること)		
	住所	氏名又は名称		申請書	漁船原簿	水揚実績を証する書面

様式第3号

茨調第 号

はえなわ漁業操業承認証

住所	
氏名又は名称	
船名	
漁船登録番号	
総トン数	
推進機関の種類及び馬力数	
承認有効期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
制限又は条件	<p>(1) 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北及び鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地から真方位60度の線以南の海面においては、12月15日から3月15日までは操業してはならない。</p> <p>(2) 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の海面及び東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線以南の海面における等深線20メートル以浅の海面においては操業してはならない。</p> <p>(3) 高萩市大字高戸鼻正東線から東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線の間の海面における、等深線10メートル以浅の海面においては操業してはならない。</p> <p>ただし、各地先共同漁業権漁場内について、漁業権免許を有する漁協から同意が得られた場合は、この限りではない。<u>(茨城県内に住所を有する者の場合)</u></p> <p>(3) <u>高萩市大字高戸鼻突端正東線以南の海面においては操業してはならない。(茨城県より北に住所を有する者の場合)</u></p> <p>(3) <u>鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地(北緯35度57分14.79秒、東経140度39分45.89秒)から真方位60度の線以北の海面においては操業してはならない。(茨城県より南に住所を有する者の場合)</u></p> <p>(4) 操業の際には、承認証を当該漁船に備え付けるとともに船橋の両側面に標識を表示しなければならない。</p>
年 月 日	令和 年 月 日
茨城海区漁業調整委員会	
会長 大川雅登	

様式第4号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称

印

はえなわ漁業操業承認証書換交付申請書

先に交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので書換交付を申請いたします。

記

1 変更内容

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換しようとする理由

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称

(印)

はえなわ漁業操業承認証再交付申請書

先に交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号

2 船 名

3 亡失（き損）の理由

様式第6号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

住 所
氏名又は名称

印

はえなわ漁獲実績報告書

船名		登録番号		総トン数		操業期間	月から 月 日まで
----	--	------	--	------	--	------	-----------------

操業状況

操業日数	漁獲量							金額	備考
	ひらめ	かれい類	すずき	あいなめ		その他	計		
月分	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	千円	
日									

計									

注 茨城県海面における操業について、1月分から12月分までの月別に集計した合計数を実績のある月ごとに記載すること。

はえなわ漁業委員会指示新旧対照表（日付を除く。）

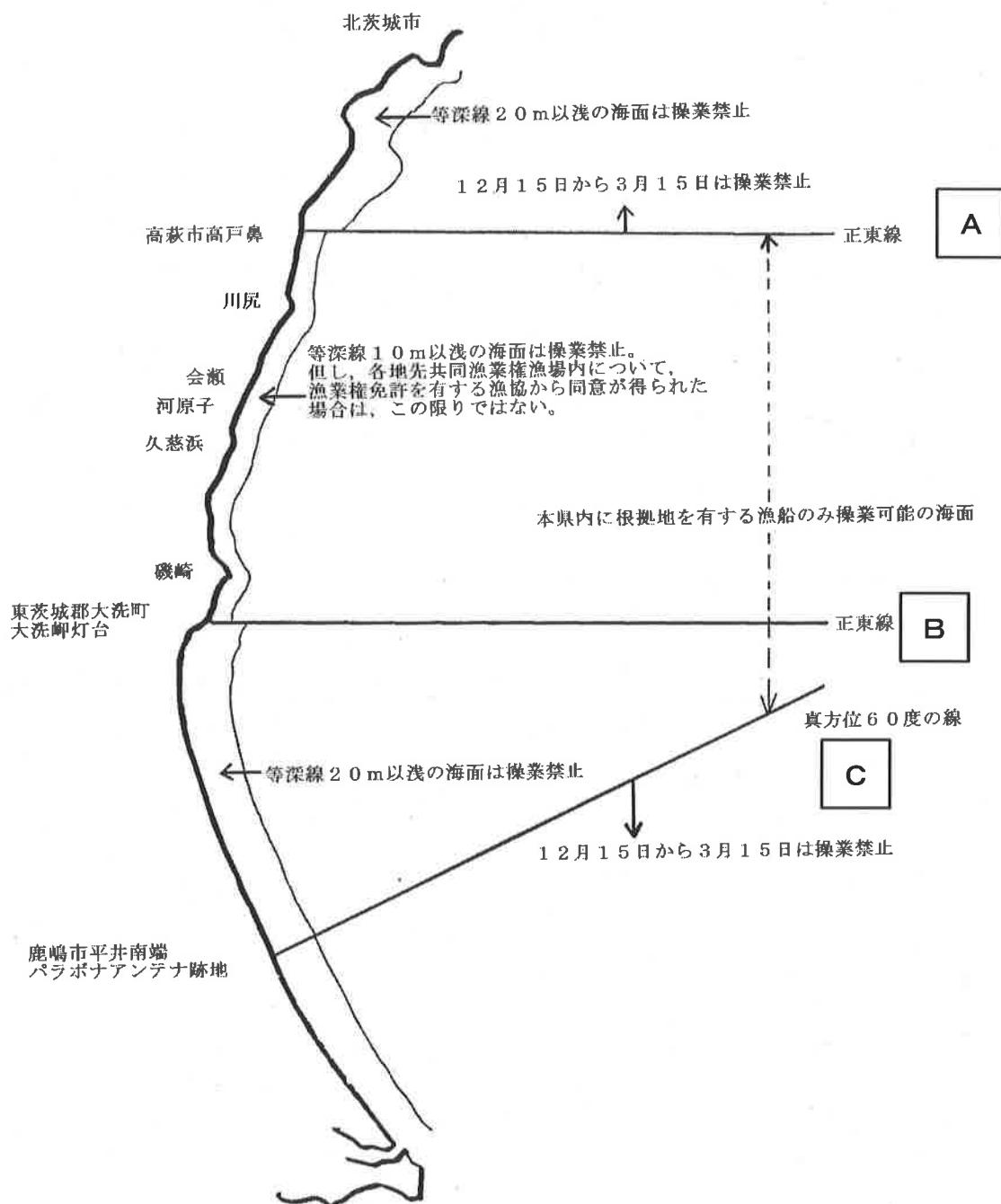
委員会指示

新	旧
<p>(制限又は条件)</p> <p>3 この漁業の制限又は条件は次のとおりとする。</p> <p>(1)操業禁止期間 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北及び鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地（北緯35度57分14.79秒、東経140度39分45.89秒）から真方位60度の線以南の海面においては、12月15日から翌年3月15日までは操業してはならない。</p> <p>(2)操業禁止区域 ① 略 ② 高萩市大字高戸鼻突端正東線から東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線の間の海面における、等深線10メートル以浅の海面においては操業してはならない。 ただし、各地先共同漁業権漁場内について、漁業権免許を有する漁協から同意が得られた場合は、この限りではない。<u>(茨城県内に住所を有する者の場合)</u> ③ <u>高萩市大字高戸鼻突端正東線以南の海面においては操業してはならない。(茨城県より北に住所を有する者の場合)</u> <u>鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地（北緯35度57分14.79秒、東経140度39分45.89秒）から真方位60度の線以北の海面においては操業してはならない。(茨城県より南に住所を有する者の場合)</u></p> <p>(漁獲実績報告書の提出)</p> <p>4 この漁業の承認を受けた者は、<u>操業終了後速やかに漁獲実績報告書をその者が所属する漁業協同組合に提出し、当該組合は一括とりまとめ委員会へ翌年の2月末日までに提出しなければならない。</u> <u>この場合、県外に所在する漁業協同組合にあっては、その所在地を管轄する都道府県において一括とりまとめ提出するものとする。</u></p>	<p>(制限又は条件)</p> <p>3 この漁業の制限又は条件は次のとおりとする。</p> <p>(1)操業禁止期間 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北及び鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地（北緯35度57分14.79秒、東経140度39分45.89秒の経線）から真方位60度の線以南の海面においては、12月15日から翌年3月15日までは操業してはならない。</p> <p>(2)操業禁止区域 ① 略 ② 高萩市大字高戸鼻突端正東線から東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線の間の海面における、等深線10メートル以浅の海面においては操業してはならない。 ただし、各地先共同漁業権漁場内について、漁業権免許を有する漁協から同意が得られた場合は、この限りではない。</p> <p>③ 茨城県内に根拠地を有する漁船以外の漁船にあっては、高萩市大字高戸鼻突端正東線以南の海面及び鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地（北緯35度57分14.79秒、東経140度39分45.89秒の経線）から真方位60度の線以北の海面においては操業してはならない。<u>当該禁止区域の区分は、申請者の住所により決定する。</u></p> <p>(漁獲実績報告書の提出)</p> <p>4 この漁業の承認を受けた者は、別に定める漁獲実績報告書をその者が所属する漁業協同組合に翌年1月31日までに提出しなければならない。</p>

指示取扱要領

新	旧
(申請書の提出) 1 (1)(2) 略 (3)前年の水揚げ実績を証する書面（委員会指示4に規定する漁獲実績報告書を提出した者を除く。）	(申請書の提出) 1 (1)(2) 略 (3)前年の水揚げ実績を証する書面（6に規定する漁獲実績報告書を提出した者を除く。）
様式第3号 操業承認証 制限又は条件 (1)～(2) 略 (3) 高萩市大字高戸鼻正東線から東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線の間の海面における、等深線10メートル以浅の海面においては操業してはならない。 ただし、各地先共同漁業権漁場内について、漁業権免許を有する漁協から同意が得られた場合は、この限りではない。（茨城県内に住所を有する者の場合） (3) 高萩市大字高戸鼻突端正東線以南の海面においては操業してはならない。（茨城県より北に住所を有する者の場合） (3) 鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地（北緯35度57分14.79秒、東経140度39分45.89秒）から真方位60度の線以北の海面においては操業してはならない。（茨城県より南に住所を有する者の場合）	様式第3号 操業承認証 制限又は条件 (1)～(2) 略 (3) 高萩市大字高戸鼻正東線から東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線の間の海面における、等深線10メートル以浅の海面においては操業してはならない。 ただし、各地先共同漁業権漁場内について、漁業権免許を有する漁協から同意が得られた場合は、この限りではない。 (4) (申請者の住所区分による操業禁止区域) 茨城県内に根拠地を有する漁船以外の漁船にあっては、高萩市大字高戸鼻突端正東線以南の海面及び鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地から真方位60度の線以北の海面においては操業してはならない。
(漁獲実績報告書) 6 委員会指示第4に規定する報告書の様式は、別記様式第6号とする。	(漁獲実績報告書) 6 委員会指示4の漁獲実績報告書の様式は別記様式第6号とし、当該報告書の提出を受けた漁業協同組合は一括とりまとめのうえ委員会へ翌年の2月末日までに提出しなければならない。この場合、県外に住所を有する漁業協同組合にあっては、その所在地を管轄する都道府県知事を経由するものとする。

操業禁止区域図



はえなわ漁業（3トン以上5トン未満船）の委員会指示について

1 承認漁業とした経緯

平成元年当時、5トン以上20トン未満船のはえなわ漁業については、知事許可漁業（まぐろ、かじき、さめを目的とするもの以外）として千葉県船の入会隻数の枠が設定されていたが、5トン未満船については、自由漁業のため制限がなく、5トン以上船を上回る隻数が操業し、資源管理及び船びき網との調整上問題があったため、検討した結果、平成2年4月から委員会指示を行い、委員会承認漁業としている。

2 指示内容

- (1) 対象船：3トン以上5トン未満の動力漁船
- (2) 承認者：操業実績のある者及び委員会が特に認めた者
- (3) 制限又は条件

i 操業禁止期間

高萩市大字高戸鼻突端正東線以北及び鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地（北緯35度57分14.79秒、東経140度39分45.89秒）から真方位60度の線以南の海面において、12月15日から翌年3月15日まで。

ii 操業禁止区域

- ① 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の海面及び東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線以南の海面における、等深線20メートル以浅の海面。
- ② 高萩市大字高戸鼻突端正東線から東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線の間における、等深線10メートル以浅の海面。

ただし、各地先共同漁業権漁場内について、漁業権免許を有する漁協から同意が得られた場合はこの限りでない。（茨城県内に住所を有する者の場合）

- ③ 高萩市大字高戸鼻突端正東線以南の海面においては操業してはならない。（茨城県より北に住所を有する者の場合）

鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地（北緯35度57分14.79秒、東経140度39分45.89秒）から真方位60度の線以北の海面においては操業してはならない。（茨城県より南に住所を有する者の場合）

- (4) 有効期間：令和3年3月16日～翌年3月15日

はえなわ漁業（3トン以上5トン未満船）の承認状況

(令和2年12月1日現在)

所 属 漁 協 等	承 認 隻 数
平潟漁業協同組合	8隻
大津漁業協同組合	3隻
川尻漁業協同組合	9隻
磯崎漁業協同組合	6隻
那珂湊漁業協同組合	8隻
大洗町漁業協同組合	10隻
鹿島灘漁業協同組合	57隻
はさき漁業協同組合	12隻
本県計	113隻
千葉県（銚子市漁業協同組合）	29隻
合計	142隻

※委員会指示有効期間：令和2年3月16日～令和3年3月15日

指 示 (案)

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

ひらめ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 大川雅登

- 1 茨城県海面において、全長30センチメートル未満のひらめを採捕してはならない。ただし、試験研究又は教育実習を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りでない。
- 2 この指示の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。
- 3 この指示の定めるもののほか取扱の細目については、ひらめの採捕に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

ひらめの採捕に係る委員会指示取扱要領

令和 年 月 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 号による、全長30センチメートル未満のひらめの採捕に係る委員会指示に関する取扱要領は次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 全長30センチメートル未満のひらめ採捕の承認を受けようとする者は、承認申請書（様式第1号）を委員会に提出しなければならない。

(承認証の交付)

- 2 委員会が承認したときは、承認証（様式第2号）を申請者に交付する。

(承認の条件)

- 3 承認の条件は、次のとおりとする。

- (1) 採捕にあたっては、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。
- (2) 採捕の承認を受けた者は、採捕終了後速やかに採捕状況を委員会に報告しなければならない。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項（氏名又は名称を除く）に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書（様式第3号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

様式第1号

ひらめ試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

(印)

(電話番号)

)

全長30センチメートル未満のひらめの採捕承認を受けたいので、下記のとおり申請いたします。

記

1 目的

2 計画の概要

- (1)採捕場所
- (2)採捕期間
- (3)採捕数量
- (4)使用する漁具及び漁法
- (5)使用する船舶名
- (6)採捕に従事する者の住所及び氏名

3 添付書類

関係漁業協同組合の同意書ほか

様式第2号

茨調第 号	
ひらめ試験研究等採捕承認証	
住 所	
氏名又は名称	
採 捕 場 所	
採 捕 数 量	
使用する漁具 及 び 漁 法	
使用する船舶名	
採捕に従事する 者 の 住 所 及 び 氏 名	
承認有効期間	
令和 年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会	
会長 大 川 雅 登	

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称

印

ひらめ試験研究等採捕承認証書換交付申請書

さきに交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換えようとする理由

資料No 2-2

茨海利協第 3 号
令和 2 年 1 月 2 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 大川雅登殿

茨城県海面利用協議会
会長 岡本成司

全長30cm未満のひらめの採捕禁止に関する委員会指示
について（答申）

令和2年10月29日付け茨漁調委諮問第1号で諮問のあったこと
については、原案のとおりで差し支えありません。



指 示 (案)

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

はまぐりの保護及び資源管理型漁業の推進を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 大川 雅登

1 次の表の左欄に掲げる区域（以下「保護区域」という。）においては、はまぐりの採捕を禁止する。ただし、試験研究又は増養殖を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りではない。

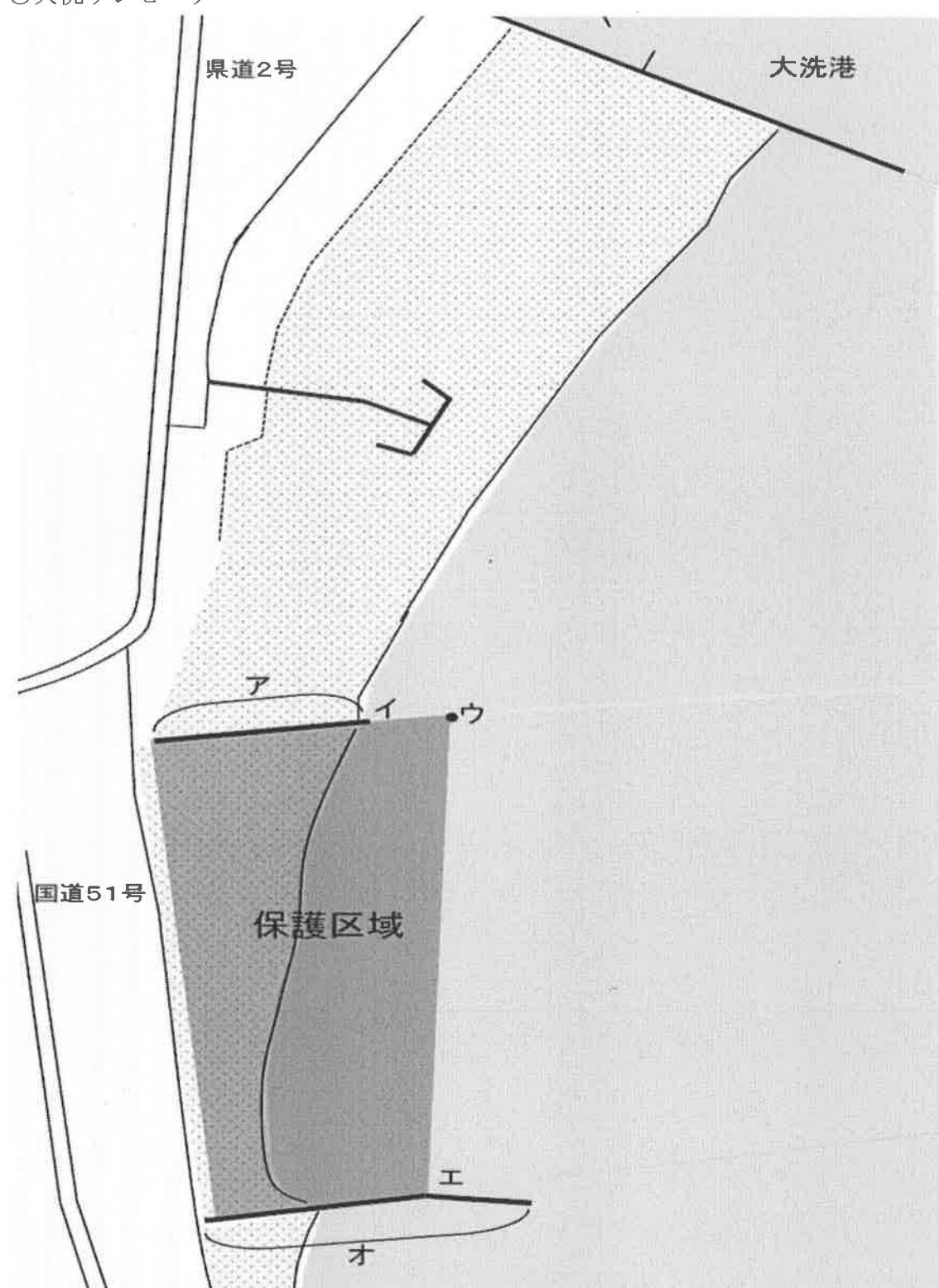
保 護 区 域	
区 域	基 点 等 の 位 置
大洗 サンビーチ	<p>イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線とア、オ及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>A : 大貫地区海岸突堤 イ : アの沖側突端部の点 ウ : AとBを結んだ線とイから104度（真方位）に引いた線との交点 エ : オの基部から280メートルの屈折点 オ : ヘッドランドNo40 A : 漁業権漁場基点（以下基点という）第6号から30度35分（真方位）1,099メートルの点を中心とする半径3,600メートルの円と基点第7号から110度46分49秒（真方位）引いた線との交点 B : 基点7号から161度32分17秒（真方位）640メートルの点 基点6号：大洗岬灯台（東茨城郡大洗町）の中心点 基点7号：東茨城郡大洗町大貫町字前原下256番地の66号に設置した標識</p>

鹿島港 北側平井浜	イ、ウ及びエの各点 を順次に結んだ線と ア、オ及び最大高潮時 海岸線によって囲まれ た区域	ア：鹿島港海岸突堤(平井) イ：アの沖側突端部の点 ウ：北海浜第2地区防波堤東側突端部の点 エ：北海浜第2船だまり防波堤の基部の点 オ：北海浜側面護岸
--------------	---	---

- 2 この指示の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。
- 3 この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、保護区域におけるはまぐりの採捕に係る委員会指示取扱要領の定めるところによる。

保護区域図

○大洗サンビーチ

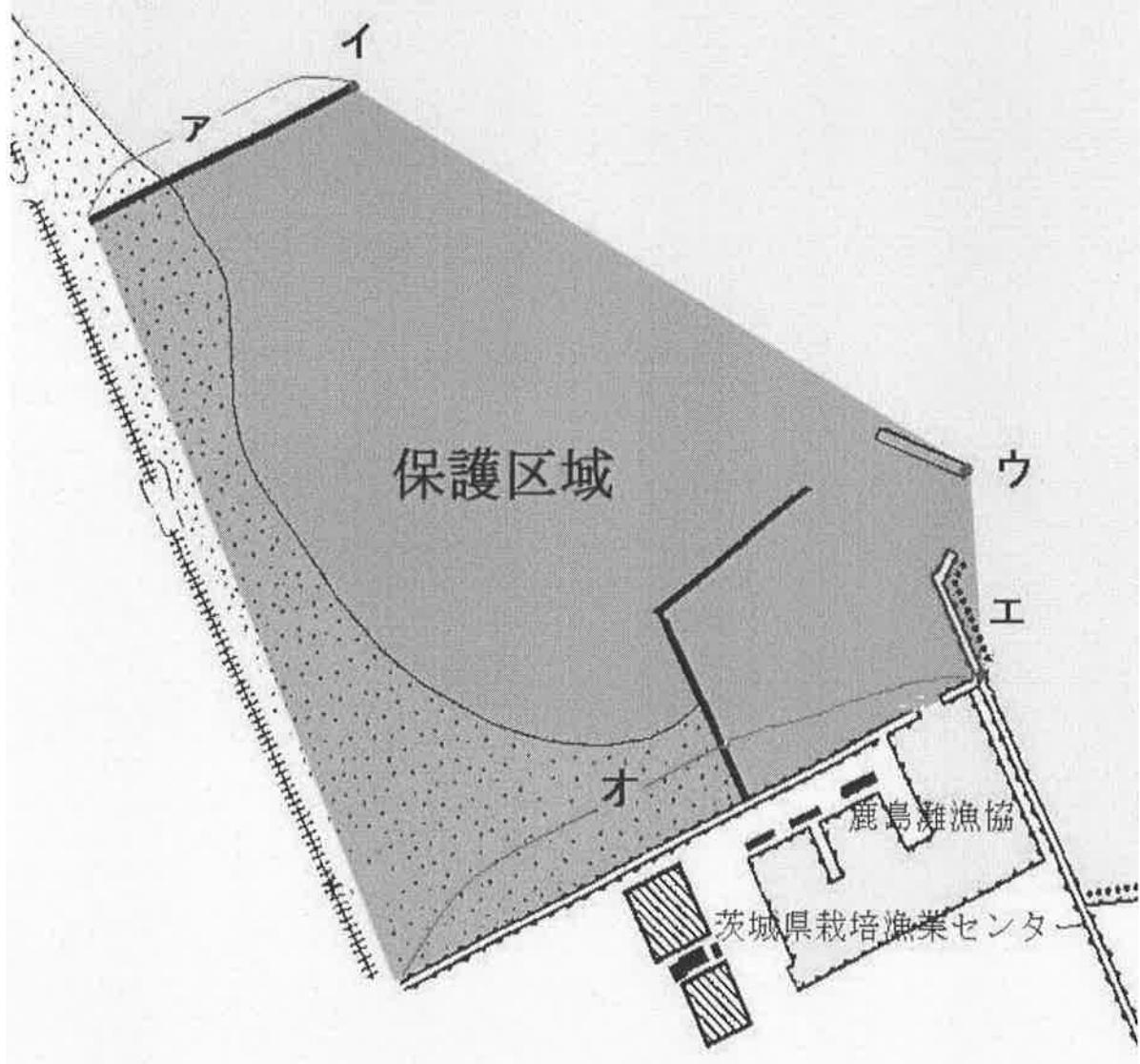


保護区域図

○鹿島港北側平井浜

(鹿島港北側平井浜)

鹿 島 灘



保護区域におけるはまぐりの採捕に係る委員会指示取扱要領

令和 年 月 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 号による、はまぐりの採捕に係る委員会指示に関する取扱要領は、次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 保護区域におけるはまぐりの採捕の承認を受けようとする者は、承認申請書（様式第1号）を委員会に提出しなければならない。

(承認証の交付)

- 2 委員会が承認したときは、承認証（様式第2号）を申請者に交付する。

(承認の条件)

- 3 承認の条件は、次のとおりとする。

- (1) 採捕にあたっては、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。
- (2) 採捕の承認を受けた者は、採捕終了後速やかに採捕状況を委員会に報告しなければならない。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項（氏名又は名称を除く）に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書（様式第3号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

様式第1号

保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

(印)

(電話番号)

)

保護区域におけるはまぐりの採捕承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 目的

2 採捕計画の概要

- (1) 採捕場所
- (2) 採捕期間
- (3) 採捕数量
- (4) 使用する漁具及び漁法
- (5) 使用する船舶名
- (6) 採捕に従事する者の住所及び氏名

3 添付書類

関係漁業協同組合の同意書ほか

様式第2号

茨調第　　号	
保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認証	
住　　所	
氏名又は名称	
採　捕　場　所	
採　捕　數　量	
使用する漁具 及　び　漁　法	
使用する船舶名	
採捕に従事する 者　の　住　所 及　び　氏　名	
承認有効期間	
令和　年　月　日	
茨城海区漁業調整委員会 会長 大川 雅登	

様式第3号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称

印

保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認証書換交付申請書

さきに交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更
が生じたので、書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換えようとする理由

資料No 3-2

茨海利協第 5 号
令和 2 年 12 月 2 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 大川雅登 殿

茨城県海面利用協議会

会長 岡本成



保護区域設定によるはまぐりの採捕禁止に関する委員会指示
について（答申）

令和 2 年 10 月 29 日付け茨漁調委諮問第 3 号で諮問のあったこと
については、原案のとおりで差し支えありません。



指 示 (案)

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

さけ及びます資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 年 月 日

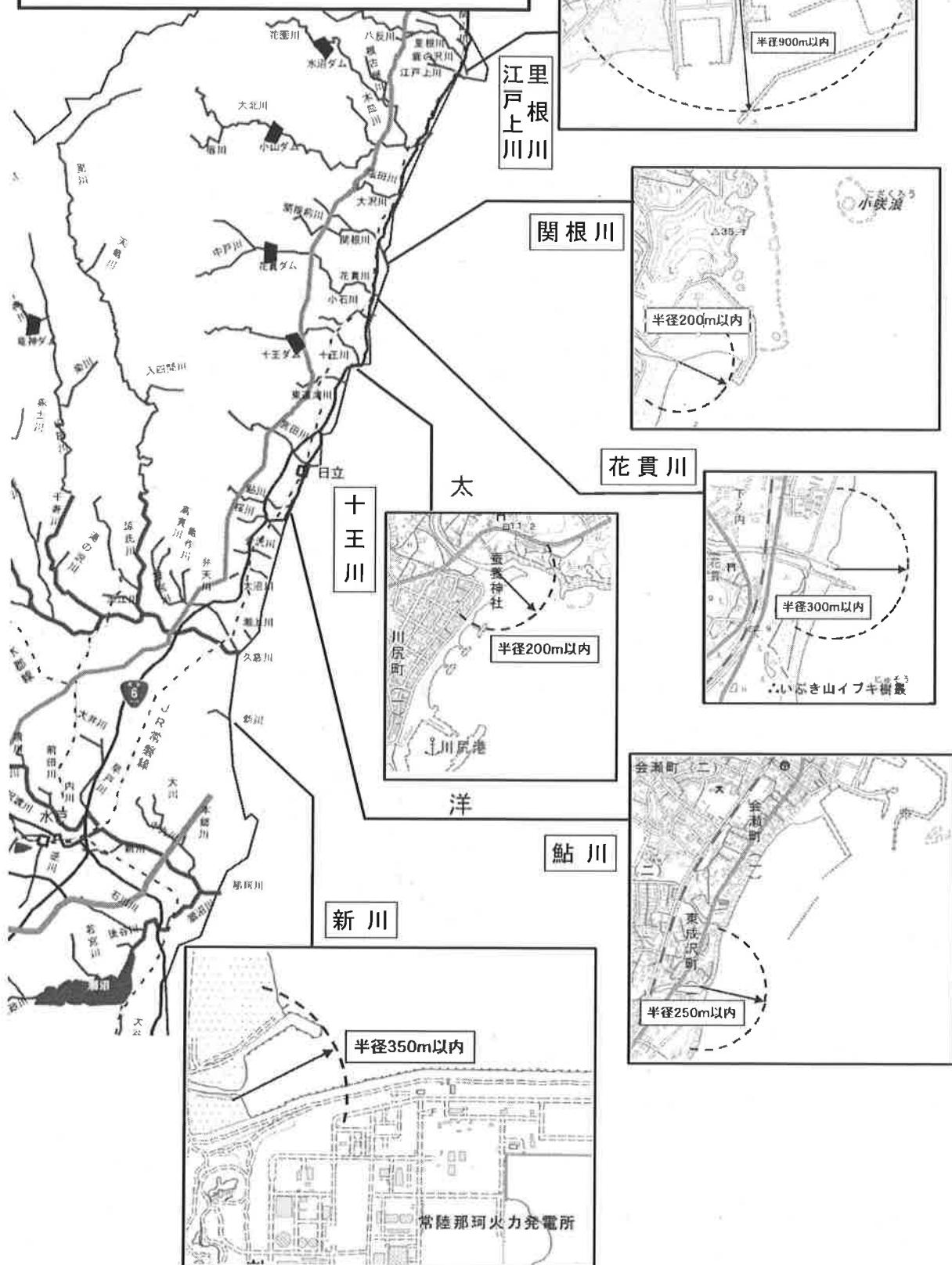
茨城海区漁業調整委員会
会長 大川雅登

1 茨城県海面において、次の表の左欄に掲げる河川の河口付近にあって、同表の右欄に掲げる区域においては、さけ又はますを採捕してはならない。ただし、試験研究又は教育実習を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りでない。

河 川	禁 止 区 域
里根川	里根川大津橋中間点から半径900m以内
江戸上川	里根川大津橋中間点から半径900m以内
関根川	関根川河口左岸導流堤突端から半径200m以内
花貫川	花貫川河口左岸導流堤突端から半径300m以内
十王川	十王川河口基点13号から半径200m以内
鮎川	鮎川河口左岸コンクリート護岸とコンクリートブロック積護岸の境界点から半径250m以内
新川	新川河口右岸導流堤突端から半径350m以内

- 2 この指示の有効期間は、令和3年5月1日から令和3年12月31日までとする。
 3 この指示の定めるもののほか取扱の細目については、禁止区域におけるさけ及びますの採捕に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

**委員会指示による河口付近
海域でさけ及びますの採捕
禁止となる河川位置図及び
禁止区域図**



禁止区域におけるさけ及びますの採捕に係る委員会指示取扱要領

令和 年 月 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 号による、さけ及びますの採捕に係る委員会指示に関する取扱要領は次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 禁止区域におけるさけ及びますの採捕の承認を受けようとする者は、承認申請書（様式第1号）を委員会に提出しなければならない。

(承認証の交付)

- 2 委員会が承認したときは、承認証（様式第2号）を申請者に交付する。

(承認の条件)

- 3 承認の条件は、次のとおりとする。

- (1) 採捕にあたっては、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。
- (2) 採捕の承認を受けた者は、採捕終了後速やかに採捕状況を委員会に報告しなければならない。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項（氏名又は名称を除く）に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書（様式第3号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

様式第1号

禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称
(電話番号)

印

禁止区域におけるさけ及びますの採捕承認を受けたいので、下記のとおり申請いたします。

記

1 目的

2 計画の概要

- (1)採捕場所
- (2)採捕期間
- (3)採捕数量
- (4)使用する漁具及び漁法
- (5)使用する船舶名
- (6)採捕に従事する者の住所及び氏名

3 添付書類

関係漁業協同組合の同意書ほか

様式第2号

茨調第　　号	
禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認証	
住 所	
氏名又は名称	
採 捕 場 所	
採 捕 数 量	
使用する漁具 及 び 漁 法	
使用する船舶名	
採捕に従事する 者 の 住 所 及 び 氏 名	
承認有効期間	
令和　年　月　日	
茨城海区漁業調整委員会	
会長 大川 雅登	

様式第3号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

(印)

禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認証書換交付申請書

さきに交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換えようとする理由

資料No 4-2

茨海利協第 4 号
令和 2 年 12 月 2 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 大川雅登 殿

茨城県海面利用協議会
会長 岡本成



河口周辺海域でのさけ及びますの採捕禁止に関する
委員会指示について（答申）

令和2年10月29日付け茨漁調委諮問第2号で諮問のあったこと
については、原案のとおりで差し支えありません。





資料No 5-1

漁諮問第 13 号

茨城海区漁業調整委員会

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和 3 管理年度における知事管理漁獲可能量を別記のとおり定めたいので、同条第 2 項の規定により意見を求める。

令和 2 年 12 月 14 日

茨城県知事 大井川 和彦



別記

今般、農林水産大臣が、漁業法第15条第1項の規定に基づき、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和3管理年度における本県の漁獲可能量を定めたことから、同法第16条第1項に基づき、茨城県資源管理方針に則して、下記のとおり知事管理区分に配分する数量を定めるものである。

記

令和3管理年度（令和3年1月1日から令和3年12月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる数量

第1 まあじ

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量
茨城県まあじ漁業に全量を配分する。

第2 まいわし太平洋系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量
茨城県まいわし漁業に全量を配分する。

資料No 5-2

2水管第1507号
令和2年11月10日

茨城県知事 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎



さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令
和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和3管
理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法等の一部を改正す
る等の法律（平成30年法律第95号）附則第4条第1項の規定に基づき、同法による
改正後の漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定の例により、下記の
表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定の例により、通知
いたします。

記

(表) さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群の令和3管
理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている 都道府県別漁獲可能 量(トン)	基本シェア(%)	現行水準の場合の目 安数量(トン)
さんま		0.00	
まあじ	現行水準	0.03	50トン未満
まいわし 太平洋系群	現行水準	0.01	100トン未満
まいわし 対馬暖流系群			



○茨城県資源管理方針

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、茨城県資源管理方針を次のように定めたので、同条第 6 項の規定に基づき公表する。

令和 2 年 12 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県資源管理方針

第 1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の海面は、沖合で親潮と黒潮が交錯し、これらの海流から派生する分枝が沿岸で混合する寒・暖流性の魚介類の好漁場であり、高い生産力と地域ごとの特性に応じた多種多様な漁業が営まれている。また、本県の沿岸地域では水産加工業も盛んに営まれており、水産業が中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第 2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第 3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に分配することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、使用漁具の制限や休漁期間の設定など漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
- (2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。
- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえ、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び茨城県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 茨城県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1－1 まあじ」から「別紙1－2 まいわし太平洋系群」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1-1)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 板びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第72条第1項第5号で定める漁業のうち総トン数5トン以上の船舶を使用する漁業をいう。以下同じ。）

イ 定置漁業（漁業法（昭和24年法律第267号）第60条第3項で定める漁業をいう。以下同じ。）

ウ ア、イに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるまあじを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

ア 板びき網漁業 9月1日から翌年6月30日まで

イ その他漁業 周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県まあじ漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

板びき網漁業及び定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、板びき網漁業については許可隻数を現状の24隻（認可含む）を上限とする。定置漁業については、免許統数を現状の2か統を上限とする。

(別紙1-2)

第1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 定置漁業

イ アに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるまいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県まいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量について、免許統数を現状の2か統を上限とする。

令和2年度 全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議開催報告

茨城海区漁業調整委員会事務局

1 ブロック会議等の実施結果

(1) 開催日時等

令和2年11月（書面議決）

(2) 書面表決者

23海区漁業調整委員会

(3) 会議等の内容

第1号議案 令和3年度総会に向けた要望事項について

I 海区漁業調整委員会制度について

要望なし

II 沿岸漁場の秩序維持について

要望なし

III 太平洋クロマグロの資源管理について

7海区 7要望

IV 沿岸資源の適正な利用について

8海区 14要望

V 外国漁船問題等について

3海区 3要望

VI 海洋性レジャーとの調整等について

1海区 1要望

原案のとおり承認

第2号議案 次期役員の選出について

原案のとおり承認

(別添のとおり)

第3号議案 次年度開催海区について

東京海区漁業調整委員会で開催することに決定

千漁調委第 112 号
令和 2 年 11 月 24 日

茨城海区漁業調整委員会 会長 様

千葉海区漁業調整委員会
会長 塩野 健



書面表決結果

全国海区漁業調整委員会連合会第 55 回東日本ブロック会議の議案につきまして、書面による審議結果を下記のとおり御報告いたします。

記

1. 表決内容

議 案	審議の結果
第 1 号議案 令和 3 年度総会に向けた要望事項について	承認 23 不承認 0
第 2 号議案 次期役員の選出について	承認 23 不承認 0
第 3 号議案 次年度開催海区について	承認 23 不承認 0

【審議結果】

第 1 号議案から第 3 号議案について、全員の承認をもって原案どおり可決されました。

2. 議案に関する意見

神奈川海区	第 1 号議案 新規要望 III、IV は、極めて適切な要望であり、賛同いたします。
-------	--



III 太平洋クロマグロの資源管理について

要望内容	要望内容
<p>1 本県沿岸では、クロマグロは定置網の他、かじき等流し網漁業等その他漁船漁業でも混獲されるが、いずれも魚種を選択した採捕が困難であり、クロマグロ以外の魚種も含む水揚げの減少が懸念されることから、沿岸漁業への漁獲枠の配分について十分に配慮すること。</p> <p>2 漁業者に対しては、「漁業収入安定対策事業」により漁獲金額の減少分を補填する制度が整備されているが、産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。</p>	<p>1 本県沿岸では、クロマグロは定置網の他、かじき等流し網漁業等その他漁船漁業でも混獲されるが、いずれも魚種を選択した採捕が困難であり、クロマグロ以外の魚種も含む水揚げの減少が懸念されることから、沿岸漁業への漁獲枠の配分について十分に配慮すること。</p> <p>2 漁業者に対しては、「漁業収入安定対策事業」により漁獲金額の減少分を補填する制度が整備されているが、産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。</p>

(4) 福島海区（新規）

令和3年度要望	参考（令和2年度要望）
要望 <p>太平洋クロマグロの資源管理について</p>	
要望に至った経緯 <p>太平洋クロマグロについては平成30年から海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）による漁獲管理が開始され、各都道府県に漁獲量が割り当てられている。沿岸漁業におけるクロマグロの漁況は年による変動が大きく、割当量が十分ではない場合も想定されることから、我々漁業者は、価格の高い時期に操業を限定するとともに、小型魚の再放流や水揚数量制限を行い、資源の適切な利用に取り組んでいる。</p> <p>一方、遊漁船業者やプレジャーボート等の遊漁者による採捕数量は確認できない状況にあり、TACに基づく操業停止措置が発動するまでの間は自由に採捕しているのが実情である。また、禁止されている曳き釣りを行っている遊漁者もみられる。</p> <p>クロマグロの資源管理をより確実にするためには、ルールに基づいた遊漁の徹底や遊漁も含めた一体的な資源管理が必要である。</p>	
要望内容 <p>遊漁船業者や遊漁者についても、国が主体となって、全国的かつ実効力のある採捕制限等の規制を導入することを要望する。</p>	

IV 沿岸資源の適正な利用について

<p>発電所の稼働により発生する温排水等の排水が、沿岸海域に排出されることで海洋環境が変化し、沿岸漁業・養殖業に深刻な影響を及ぼすことを本県沿岸漁業者は大変危惧している。</p> <p>平成29年6月、当海区漁業調整委員会から関係省庁（経済産業省、水産庁）や発電事業者（4社）に対し、沿岸漁業者が抱えている不安・危機感を伝えるための要請活動を実施している。しかし、依然として法的アセスメントの対象項目に漁業への影響が追加されていない現状がある。</p>	<p>発電所の稼働により発生する温排水等の排水が、沿岸海域に排出されることで海洋環境が変化し、沿岸漁業・養殖業に深刻な影響を及ぼすことを本県沿岸漁業者は大変危惧している。</p> <p>平成29年6月、当海区漁業調整委員会から関係省庁（経済産業省、水産庁）や発電事業者（4社）に対し、沿岸漁業者が抱えている不安・危機感を伝えるための要請活動を実施している。</p>
<p>要望内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 沿海地区において小規模石炭火力発電・バイオマス発電事業を計画した場合には、法的アセスメントのみならず、事業を開始する前及び事業開始後も海洋環境調査等を実施し、当該事業計画地域の漁業への影響を確認するための仕組みを構築するよう、関係省庁に働きかけること。 2 小規模火力発電事業の実施にあたっては、当該事業実施地域の地元沿岸漁業者への説明責任を果たし、十分に理解を得るような仕組みを構築すること。 	<p>要望内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 沿海地区において小規模石炭火力発電・バイオマス発電事業を計画した場合には、法的アセスメントのみならず、事業を開始する前及び事業開始後も海洋環境調査等を実施し、当該事業計画地域の漁業への影響を確認するための仕組みを構築するよう、関係省庁に働きかけること。 2 小規模火力発電事業の実施にあたっては、当該事業実施地域の地元沿岸漁業者への説明責任を果たし、十分に理解を得るような仕組みを構築すること。

(6) 茨城海区（新規）

令和3年度要望	参考（令和2年度要望）
<p>要望</p> <p>漁業経営に配慮した新たな資源管理措置の導入について</p>	
<p>要望に至った経緯</p> <p>今般の漁業法改正により、資源管理はTACによる管理を行うことが基本とされ、TAC魚種も、準備が整ったものから順次魚種を拡大することとしている。</p> <p>国は、これまで漁獲量が少なく配分数量を明示していなかった都道府県に対しても、今後は、目安数量を示し、これに基づき漁獲量や漁獲努力量を管理することとしている。</p> <p>一方、本県の沿岸漁業では、海況の影響を受け来遊量の年変動が大きい魚種を対象としており、定置網漁業や底びき網漁業など、漁獲魚種の選択性が低い漁業種類もあることなどから、特定資源の数量管理が難しく新たな管理手法の導入により、漁業の操業や経営上の負担が増加することが予想される。</p>	

要望内容	
<p>魚種選択制のない底びき網漁業等の混獲による漁獲や、海況の変化に伴う来遊資源の大小による漁獲量の年変動なども想定されることから、このような状況にあっても、来遊した資源を有効活用して漁獲を継続し、漁業経営の安定につながるよう、魚種の設定にあたっては、漁業者の意見を十分反映させ、漁業者の理解と合意のもと、管理可能な魚種を選定するとともに、その数量は、漁業経営に負担とならないよう十分な数量を設定するよう対応すること。また、漁業経営の負担となる場合には、それに見合う充分な救済措置を検討すること。</p>	

(7) 千葉海区（継続：経緯・内容変更）

令和3年度要望	参考（令和2年度要望）
<p>要望</p> <p>マサバ太平洋系群の資源の安定確保に向けた必要措置について</p>	<p>要望</p> <p>マサバ太平洋系群の資源の安定確保に向けた必要措置について</p>
<p>要望に至った経緯</p> <p>令和元年度資源評価結果によると、マサバ太平洋系群の親魚量は増加傾向にあるが、平成30年度漁期（7月～翌年6月）の親魚量は119万トンで、最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量154万トンを下回っており、また、同漁期の漁獲圧はMSYを実現する漁獲圧を上回っている。</p> <p>また、このような資源状況の中、我が国の排他的経済水域内でロシア漁船による漁獲が急増しており、本県漁業者は資源への影響を危惧している。</p> <p>マサバ太平洋系群の資源を安定確保するためには、資源管理のより一層の強化を図るとともに、マサバ太平洋系群の主産卵場である伊豆諸島近海での漁獲強度が強い大中型まき網漁業の操業に十分な注意を払う必要がある。</p>	<p>要望に至った経緯</p> <p>平成30年度資源評価結果によると、マサバ太平洋系群の平成29年の親魚量は90.6万トンで、資源水準は中位、資源動向は増加と評価され、数年毎に発生した卓越年級群により比較的安定した漁獲量が維持されているが、外国漁船による漁獲も急増しており今後の動向は注意が必要である。</p> <p>今後も現状を維持するためには、資源管理の徹底を図り、マサバ太平洋系群の主産卵場である伊豆諸島近海での漁獲強度の強い大中型まき網漁業の操業に十分な注意を払う必要がある。</p> <p><u>(参考)</u></p> <p>2018年（H30）親魚量 107.8万トン（暫定値） 2017年（H29）親魚量 90.6万トン 2016年（H28）親魚量 107.1万トン 2015年（H27）親魚量 60.0万トン 2014年（H26）親魚量 41.7万トン</p>
<p>要望内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 親魚量の増大と漁獲圧の適正化を図るため、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き、資源管理の取組みを強力に指導するとともに、我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の漁獲枠を資源に影響が及ぼないよう設定すること。 伊豆諸島近海はマサバ太平洋系群の主産卵場であることから、産卵親魚に対して過剰な漁獲圧がかかることのないよう、また、秩序ある漁 	<p>要望内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 産卵親魚量を安定的に維持するため、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き、未成魚を中心とした資源管理の取組みを強力に指導すること。 伊豆諸島近海はマサバ太平洋系群の主産卵場であることから、産卵親魚に対して過剰な漁獲圧がかかることのないよう、また、秩序ある漁

第2号議案

次期役員の選出について（案）

全国海区漁業調整委員会連合会の現役員の任期満了に伴い令和3年度通常総会（令和3年5月開催予定）において実施される第17期役員（任期：令和3年5月から令和7年5月まで）の選出に当たり、東日本ブロック選出の役員候補者は次のとおりとする。

	会長	副会長	理事	監事
東日本 ブロック への 割り当て	1名	2名	2名	2名
候補者 所属海区	静岡（前期） 福島（後期）	福島（会長職務代理）（前期） 静岡（会長職務代理）（後期） 三重	北海道連合 岩手	北海道連合 東京

※ 前期は令和3年5月から令和5年5月まで
後期は令和5年5月から令和7年5月まで

【参考①】 全国海区漁業調整委員会連合会会則（抜粋）

（役員）

- 第6条 この会の役員として理事18人以内及び監事3人を置く。
- 2 理事及び監事は、総会において会員である海区漁業調整委員会の会長（北海道連合海区漁業調整委員会にあっては会長及び副会長）のうちから会員が選出する。
- 3 役員の任期は、4年とする。ただし、該当年の総会の日までとする。
役員が自己の属する海区漁業調整委員会の会長の職でなくなったときは、その後任の会長が残任期間その役員を承継する。
- 4 この会は、会長1人、副会長5人を置き、理事が互選する。
会長については、平成21年の総会までは東日本会ブロック選出の理事から、その後は任期毎に日本海ブロック、西日本ブロック、九州ブロック、東日本ブロックの順で、そのブロック選出の理事の中から選ばれる。
- 5 この会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は会長が理事会に諮り委嘱する。

【参考②】全漁調連の役員選出の調整ルール

会長	13期からブロックでの輪番制とし、当該ブロックの理事（候補者）による互選で会長（候補者）を決定する。 13期（平成17年5月～平成21年5月）：東日本ブロック 14期（平成21年5月～平成25年5月）：日本海ブロック 15期（平成25年5月～平成29年5月）：西日本ブロック 16期（平成29年5月～令和3年5月）：九州ブロック 17期（令和3年5月～令和7年5月）：東日本ブロック
副会長	会長当番ブロックの理事（候補者）から2名、他の3ブロックの理事（候補者）から各1名を選ぶ。 会長職務代理の順位1位は、会長当番ブロックの理事間で指名する。
監事	東日本ブロックから2名（うち北海道連合海区1名）、九州ブロックから1名を選ぶ。

【参考③】東日本ブロック・役員の輪番表

※第12期から実施

○：理事 ☆：監事

	第12期 H13~17	第13期 H17~21	第14期 H21~25	第15期 H25~29	第16期 H29~33	第17期 R3~7	第18期 R7~11
北海道連合	○	○ (会長・副会長)	○ (副会長)	○	○	○	○
	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
青森県東部			○		○		○
岩 手	☆			○		○	
宮 城		☆			○ (副会長)		○
福 島	○ (副会長)		☆			○	
茨 城		○		☆			○
千 葉	○		○			☆	
東 京		○ (副会長・会長)		○		☆	
神 奈 川	○ (会長)		○		○		☆
静 岡		○		○ (副会長)		○	
愛 知	○		○		○ (副会長)		○
三 重		○ (副会長)		○		○	
割り当て 役員数	会 長	1	1	X	X	X	X
	副会長	1	2	1	1	1	2
	理 事	3	2	4	4	4	2
	監 事	2	2	2	2	2	2

第3号議案

次年度開催海区について

東京海区漁業調整委員会(案)

【参考】最近の開催状況

	都道県	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
東日本ブロック会議	北海道	○							
	青森		○						
	岩手			○					
	宮城				○				
	福島					○			
	茨城						○		
	千葉							○	
	東京								○
	神奈川								
	静岡								
	愛知								
	三重								
		H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
総会	東京	岡山	東京	東京	宮崎	東京	東京	東京	
事務局長会議	愛媛	神奈川	沖縄	新潟	和歌山	愛知	大分	兵庫	
職員研修会	福島	熊本	和歌山	石川	千葉	長崎	山口	島根	

太平洋広域漁業調整委員会の結果について

1 日 時 令和2年12月2日（水）
2 場 所 農林水産省8階 水産庁中央会議室（web開催）
3 内容と結果

（1）太平洋広域漁業調整委員会 第28回太平洋北部会

- ・広域魚種の資源状況について（太平洋北部沖合性カレイ類、マダラ）

国研究所から、対象種のマダラ、太平洋北部沖合性カレイ類の資源状況等の説明。

- ・広域資源管理の取組みについて

サメガレイについては、依然として資源水準の低位な状態が続いているため、保護区の取組を継続して産卵期や索餌期の産卵親魚の保護を図りつつ、資源水準を上向きに転じさせる方策について検討を進める。

キチジ、ヤナギムシガレイ及びキアンコウについては、それぞれ資源水準が高位に位置しており、今後も漁獲努力量を適切な水準で維持しつつ、現在実施している自主的管理措置等の取組を継承する。

（2）第33回太平洋広域漁業調整委員会

- ・伊勢湾・三河湾のイカナゴに関する広域漁業調整委員会指示

5年連続休漁、資源動向も不調のため、操業禁止基準の委員会指示を発動すると決定。

- ・太平洋クロマグロに関する委員会指示について

平成24年に広域漁業調整委員会指示により届出制を導入、原則2年ごとに更新しているが、現行の承認期間が令和3年3月31日で満了するため、各広域漁業調整委員会で新たな委員会指示を発出し（今回で4回目の更新）、承認制の更新手続きを進める。